

**笠間市**

**第 3 期障害者計画 (H30 年度～H35 年度)**

**第 5 期障害福祉計画 (H30 年度～H32 年度)**

**第 1 期障害児福祉計画 (H30 年度～H32 年度)**

**【骨子案】**

平成 29 年 8 月

笠 間 市

## 笠間市

### 第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画【骨子案】

#### 目次

笠間市第3期障害者計画.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	1
第2章 笠間市の現状と将来推計.....	1
第3章 計画の基本的な考え方.....	2
第4章 施策の展開.....	2
第5章 計画の円滑な推進にあたって.....	2
笠間市第5期障害福祉計画.....	3
第1章 計画の基本方針.....	3
第2章 地域生活移行と就労支援等の数値目標.....	3
第3章 サービス量の見込みと提供体制の確保.....	3
笠間市第1期障害児福祉計画（新規計画）.....	4
第1章 計画の基本方針.....	4
第2章 障害児支援の提供体制の整備等.....	4
第3章 サービス量の見込みと提供体制の確保.....	4
笠間市第3期障害者計画の施策構成（案）.....	5

## 笠間市第3期障害者計画

### 第1章 計画策定にあたって

→計画の基本的な事項を整理します。策定の背景や位置付け、法制度の状況、計画の期間等を記載します。

#### 【構成（案）】

- |     |         |
|-----|---------|
| 第1節 | 計画策定の背景 |
| 第2節 | 計画策定の目的 |
| 第3節 | 計画の位置付け |
| 第4節 | 計画の期間   |
| 第5節 | 計画の策定体制 |

### 第2章 笠間市の現状と将来推計

→各障害者手帳所持者数の現状及び推移等、現在の笠間市の障がいのある人の状況を記載します。また、障がいのある人の数の推計や平成28年度に実施したアンケートの結果概要、ヒアリング結果概要を記載します。

#### 【構成（案）】

- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 第1節 | 障がい者数の推移                     |
| 第2節 | 身体障害者手帳保持者の <u>現状と推計</u>     |
| 第3節 | 療育手帳保持者の <u>現状と推計</u>        |
| 第4節 | 精神障害者保健福祉手帳保持者の <u>現状と推計</u> |
| 第5節 | アンケート調査結果の概要                 |
| 第6節 | 関係団体等ヒアリング結果                 |

※下線は、笠間市第2期障害者計画からの変更点です。

### 第3章 計画の基本的な考え方

→笠間市第3期障害者計画における基本理念等の基本的な考え方、基本目標等を記載します。

#### 【構成（案）】

- |     |        |
|-----|--------|
| 第1節 | 基本理念   |
| 第2節 | 基本的な視点 |
| 第3節 | 基本目標   |
| 第4節 | 施策の体系  |

### 第4章 施策の展開

→笠間市第3期障害者計画における各事業を施策ごとに記載します。なお、各事業については、担当課を明記します。

※構成案については、P5～P6を参照

### 第5章 計画の円滑な推進にあたって

→計画の推進体制や質の確保、点検・評価方法等を記載します。

#### 【構成（案）】

- |     |               |
|-----|---------------|
| 第1節 | 推進体制          |
| 第2節 | 地域ネットワークの強化   |
| 第3節 | サービスの質の確保     |
| 第4節 | 計画の達成状況の点検・評価 |

※下線は、笠間市第2期障害者計画からの変更点です。

## 笠間市第5期障害福祉計画

### 第1章 計画の基本方針

→障害福祉サービス提供に係る基本方針を記載します。

### 第2章 地域生活移行と就労支援等の数値目標

→計画期間が終了する平成32年度までの数値目標等を記載します。詳細は以下の通りとなります。

#### 【記載すべき項目】

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点の確保
- (4) 福祉就労から一般就労への移行

### 第3章 サービス量の見込みと提供体制の確保

→各障害福祉サービス及び地域生活支援事業、市独自事業についての説明及び、サービス見込量を記載します。

#### 【構成（案）】

- 第1節 障害福祉サービスの見込量
- 第2節 地域生活支援事業の見込量
- 第3節 市独自施策の実施

※下線は、笠間市第4期障害福祉計画からの変更点です。

## 笠間市第1期障害児福祉計画（新規計画）

### 第1章 計画の基本方針

→障害児福祉サービス提供に係る基本方針を記載します。

### 第2章 障害児支援の提供体制の整備等

→計画期間が終了する平成32年度までの方針を記載します。詳細は以下の通りとなります。

#### 【記載すべき項目】

- (1) 児童発達支援センターの設置
- (2) 保育所等訪問支援事業実施体制の構築
- (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保
- (4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

### 第3章 サービス量の見込みと提供体制の確保

→各障害児福祉サービスについての説明及び、サービス見込量を記載します。

#### 【構成（案）】

- 第1節 障害児福祉サービスの見込量
- 第2節 市独自施策の実施

## 【別紙】

### 笠間市第3期障害者計画の施策構成（案）

第3期計画については、第2期計画の体系を基本とし、近年の障がいのある人をめぐる動向や平成28年4月に施行された障害者差別解消法の主旨を踏まえ、計画構成案としました。

#### 【現計画（第2期計画）の体系】

基本目標	主要課題	施策の方向		
1 理解と参加による福祉の推進	(1) こころのバリアフリー推進	①広報・啓発活動の推進 ②地域福祉とボランティアの推進		
	(2) 当事者参画の促進	①当事者参画の促進		
2 継続的な保健・医療サービスの提供	(1) 療育体制の充実	①療育体制の充実		
	(2) 健康づくりの推進	①こころと体の健康づくりの推進 ②医療・リハビリテーションの充実		
3 地域での自立生活支援の充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実 ②経済的支援の推進		
	(2) 日中活動の場の充実	①活動の場の充実 ②移動支援の充実		
	(3) 暮らしの場の確保	①居住の場の確保 ②施設入所への支援		
	(4) 相談と情報提供の充実	①相談支援と情報提供の充実		
4 雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	①就労支援機能の整備充実 ②雇用の場の拡大 ③就労支援事業の充実		
		5 とともに学びともに育つ地域づくり	(1) 障がい児の保育・教育の充実	①保育・教育支援の充実 ②特別支援教育の推進 ③放課後対策等の充実 ④地域交流の促進
			(2) スポーツ・文化活動への参加促進	①スポーツ・文化活動の促進
6 安心と安全のまちづくり	(1) バリアフリーの推進	①バリアフリーの推進		
	(2) 安心なくらしの確保	①防犯・防災対策の推進		

## 【新計画（第3期計画）体系案】

基本目標	主要課題	施策の方向
1 理解と参加による福祉の推進	(1) <u>こころのバリアフリー推進</u>	①広報・啓発活動の推進 ②地域福祉とボランティアの推進
	(2) 当事者参画の促進	①当事者参画の促進
	(3) <u>福祉教育の推進</u>	①福祉教育の推進 ②生涯学習を通じた学習機会の充実
2 継続的な保健・医療サービスの提供	(1) <u>早期療育の充実</u>	①療育体制の充実
	(2) 健康づくりの推進	①こころと体の健康づくりの推進 ②医療・リハビリテーションの充実
3 地域での自立生活支援の充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実 ②経済的支援の推進
	(2) 日中活動の場の充実	①活動の場の充実 ②移動支援の充実
	(3) 暮らしの場の確保	①居住の場の確保 ②施設入所への支援
	(4) 相談と情報提供の充実	①相談支援と情報提供の充実
4 雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	①就労支援機能の整備充実
		②雇用の場の拡大
		③就労支援事業の充実
		④福祉的就労の場の確保
5 ともに学びともに育つ地域づくり	(1) 障がい児の保育・教育の充実	①保育・教育支援の充実
		②特別支援教育の推進 ③放課後対策等の充実 ④地域交流の促進
	(2) <u>社会参加の促進</u>	①スポーツ・文化活動・ <u>社会活動</u> の促進
6 安心と安全のまちづくり	(1) <u>福祉のまちづくりの推進</u>	①バリアフリーの推進
	(2) <u>安心な暮らしの確保</u>	①住環境の整備
	(3) <u>防災・防犯体制の推進</u>	①防災・防犯体制の推進
7 権利擁護の充実	(1) <u>成年後見制度の充実</u>	①成年後見制度の充実 ②日常生活自立支援事業の充実
	(2) <u>障がい者虐待防止のための体制の整備</u>	①虐待防止などの啓発の推進 ②虐待対応等への体制整備
	(3) <u>差別の禁止</u>	①差別の禁止の周知

※下線が追加または、変更箇所。